

那須塩原市
地域防犯カメラ設置費等補助事業の手引き



©みるひい 那須塩原市

令和7（2025）年4月
那須塩原市市民生活部交通防犯課

本手引きは、那須塩原市地域防犯カメラ設置費等補助事業を活用される自治会向けに作成しています。

第1章では手引き策定の目的や栃木県策定のガイドラインについて、第2章では事業の概要について、第3章では補助金を申請する際の具体的な手続きについて、第4章では補助金申請の事務手続きについて説明しています。

地域防犯カメラの設置を検討されている自治会におかれましては、本手引きを参照するほか、御不明な点は交通防犯課まで御相談ください。

目次

第1章 はじめに	1
1 手引き策定の目的	1
2 「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」について	1
第2章 地域防犯カメラ設置費等補助事業の概要について	6
1 制度の趣旨	6
2 補助対象者	6
3 交付年限	6
4 補助対象経費・補助額	6
5 補助の対象となる地域防犯カメラ	7
6 設置及び管理運用	8
7 補助金申請等の期限	8
第3章 地域防犯カメラ設置の手順	10
1 市担当課（交通防犯課）との事前相談	12
2 設置目的の整理	12

3	自治会内の合意形成	12
4	地域防犯カメラ設置事業者選定	12
5	地域防犯カメラの管理運用規約制定	12
6	設置場所の検討（那須塩原警察署への相談）	13
7	設置場所、撮影範囲の決定及び必要な承諾	13
8	設置場所の所有者等からの許可（承諾）	13
9	購入機器の決定	14
10	設置費補助金の交付申請	15
11	設置工事発注	15
12	設置費補助金の実績報告	16
13	適切な管理	16
14	管理・運用上の諸注意	16
15	管理費補助金の交付申請	16
16	変更・財産の廃棄等	18
第4章 補助金申請の事務手続きについて		19
1	設置費補助金	19
2	管理費補助金	22

3 その他留意事項	23
4 地域防犯カメラ設置費等補助事業に係る市のスケジュール	24
<u>Q & A 集</u>	<u>25</u>
 第 5 章 各種文書作成例、申請様式の記入例	 28
地域防犯カメラ管理運用規約の作成例～参考様式 1 ～	28
総会議事録の作成例～参考様式第 2 号～	32
設置場所及び撮影範囲を示した図面等の作成例～参考様式第 3 号～	33
設置場所の見取り図の例	34
警察と協議したことを示す書類の作成例～参考様式第 4 号～	35
道路管理者と協議したことを示す書類の作成例～参考様式第 5 号～	36
様式第 1 号の記入例	37
様式第 2 号の記入例	38
様式第 3 号の記入例	39
様式第 4 号の記入例	40
様式第 5 号の記入例	41
様式第 6 号の記入例	42

様式第 7 号の記入例..... 43

様式第 8 号の記入例..... 44

様式第 9 号の記入例..... 45

第1章 はじめに

1 手引き策定の目的

那須塩原市では「那須塩原市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」（平成 20 年 4 月 1 日施行）を策定し、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しています。

安全で安心なまちづくりを進める上で、防犯カメラの設置は広く有用であると認められており、栃木県内各地において防犯カメラの設置が進んでいます。

しかし、防犯カメラを設置することで、知らないうちに自分の姿が撮影され、目的外に利用されることを不安に感じる市民もいます。

そこで、本市では地域防犯カメラ設置費等補助事業を実施し、地域防犯カメラの有用性と個人情報の保護との調和を図り、地域防犯カメラ設置者が本事業を有効活用し、また地域防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるよう、本手引きを策定しました。

2 「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」について

栃木県では防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラの設置者が防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるよう、設置及び運用に関するガイドラインを策定しています。本事業における地域防犯カメラにおいてもこのガイドラインに沿った設置及び運用を行っていただきます。次ページから栃木県策定「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の抜粋を掲載しますので、ご参照ください。
<参考：防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（栃木県）>

URL： <http://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/life/bouhan/anzen/documents/guidelines.pdf>

参考：防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（栃木県）

第1 はじめに

1 ガイドライン策定の目的

安全で安心なまちづくりを進める上で、近年、防犯カメラの設置は広く有用であると認められており、県内各地において防犯カメラの設置が進んでいます。

栃木県でも、「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」（平成17年栃木県条例第8号）に基づく推進指針において、防犯カメラは犯罪防止に有効な設備の一つであることをお示ししています。

しかし、その一方で、知らないうちに自分の姿が撮影され、目的外に利用されること等に不安を感じる県民の方もいます。

そこで、県では、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラの設置者が防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるよう、設置及び運用に関するガイドラインを策定しました。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

次の三つの要件すべてを満たすカメラ設備をこのガイドラインの対象としています。

- 不特定多数の者が出入りする施設や場所を撮影するカメラ
 - ・「道路」「公園・広場」「駐車場」「駐輪場」
 - ・「商店街」「繁華街」
 - ・「鉄道駅」「バスターミナル」
 - ・「金融機関」「小売店・百貨店・複合施設などの商業施設」
 - ・「劇場・映画館」「スポーツ・レジャー施設」「ホテル・旅館」 など
- 犯罪の防止を目的に設置されたカメラ
(犯罪の防止を副次的目的とする場合も含む)
- 録画装置（ビデオ、DVDレコーダー等）を備えるカメラ

3 防犯カメラで撮影された個人の画像の性格

防犯カメラで撮影された画像は、特定の個人が識別できる場合には、「個人情報」に該当します。

防犯カメラの設置者は、このガイドラインのほか、設置者ごとに法律や条例で定められている個人情報保護制度により個人情報を取り扱うことになります。

参考：防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（栃木県）

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

防犯カメラの設置者は、次の事項に配慮し、防犯カメラの設置、利用及び画像の取扱い等を適正に行うものとします。

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこととします。

2 設置場所、撮影範囲、照明設備

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあり、どこにでも防犯カメラを設置してよいというものではありません。

そこで、犯罪防止効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所を定めることとします。

なお、防犯カメラで撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するために必要となる照度を確保することとします。

3 防犯カメラを設置していることの表示

犯罪防止効果を高めるとともに、プライバシーの保護を図るため、誰にでもわかるように、撮影対象区域内、または付近の見やすい場所に防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を表示することとします。

4 管理責任者の指定、操作取扱者の指定

防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定することとします。

管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定して機器の操作等を行わせます。

5 撮影された画像の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体の小型化が進み、画像のコピーや持ち出しが容易になっています。

そこで、画像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、記録媒体がある場所への許可した者以外の立入禁止、施錠など、施設の状態に応じて情報漏えい防止措置を講じること。
- (2) 記録した画像の不必要な複写や加工はしないこと。また、ビデオテープ、DVD等の記録媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出し、転送は禁止すること。
- (3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間（目安として概ね1ヶ月）とすること。ただし、犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとする。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去をすること。
- (5) 記録媒体を廃棄するときは、破砕または復元できない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にすること。また、廃棄の日時、方法等を記録しておくこと。
- (6) パソコンで画像を取り扱う場合には、コンピュータウイルス対策等の措置を十分に行うとともに、インターネット等外部への情報漏えい防止措置を講じること。

参考：防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（栃木県）

6 撮影された画像の提供の制限

県民のプライバシー保護のため、画像を第三者へ閲覧させ、または提供することを禁止します。ただし、次の場合は提供できるものとします。

- (1) 法令に基づく場合
裁判所が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第 197 条第 2 項）、弁護士会からの照会（弁護士法第 23 条の 2 第 2 項）に基づく場合など
- (2) 人の生命、身体または財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
行方不明者の安否確認や、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など
- (3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合
警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査など

画像を第三者へ閲覧、または提供する場合は、提供の必要性を十分検討する必要があります。その際、要請者から身分証明書等の提出を求めるなど、身元確認を行います。

また、画像を提供した時は、提供日時、提供先、提供理由、画像の内容等を記録しておきます。

7 防犯カメラの機能、保守点検・見直し等

防犯カメラの設置に当たっては、設置目的や利用形態に適合した機能を持つ防犯カメラを選択することとします。

また、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて機器の更新を行うこととします。あわせて、設置場所や撮影範囲が適切かなどの見直しを行うこととします。

8 苦情等への対応

防犯カメラの設置・運用に対する苦情や問い合わせには、誠実かつ迅速に対応します。

9 防犯カメラ管理・運用規程の策定

このガイドラインに基づき、防犯カメラの管理・運用を適切に行うため、利用目的や利用形態に合わせた管理・運用規程を定めることとします。（次頁「参考例」参照）

10 業務の委託

防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、管理・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底するものとします。

参考：防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（栃木県）

【参考例】防犯カメラ管理運用規程（店舗など、施設に設置する場合の例）

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇施設における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
 - (2) 管理責任者は、〇〇〇〇とする。
 - (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。
 - (4) 操作取扱者は、〇〇〇〇とする。
- ※または「管理責任者が指定した者とする」

4 設置の場所等

- (1) 配置の場所及び設置台数
別紙配置図のとおり、〇〇施設に〇台の防犯カメラを設置する。
※配置図には、カメラの設置場所、撮影方向を表示
※配置図省略
- (2) 設置の表示
防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。
※表示例参照
※施設の名称などから設置者名が明らかな場合を除く

5 画像の管理

- (1) 保管場所
録画装置の保管場所は、〇〇室とし、記録媒体は保管庫に施錠して保管する。原則として、画像の外部への持ち出し・転送を禁止する。
- (2) 立入り制限
保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入らせない。

(3) 保存期間

保存期間は、〇〇とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。

(4) 画像の消去・廃棄

保存期間を経過した画像は、重ね撮り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上廃棄する。

6 画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

(3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

画像の提供を行う時は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

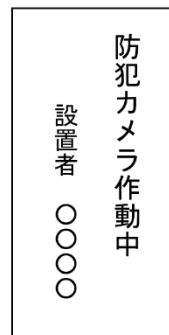
7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、〇ヶ月ごとに保守点検を行うものとする。

8 苦情等の処理

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

（表示例）



発行 栃木県県民生活部くらし安全安心課 〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

TEL 028-623-2154 FAX 028-623-2182

栃木県ホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp>

第2章 地域防犯カメラ設置費等補助事業の概要について

本章では地域防犯カメラ設置費等補助事業の概要について説明します。

地域における防犯活動を行う上での一つのツールとして、本事業の活用を御検討ください。

1 制度の趣旨

地域における犯罪の発生を防止するため、不特定多数の者が利用する道路、公園等の公共空間を撮影する地域防犯カメラを設置する自治会に対し、その設置及び管理に要する費用の一部について補助します。

2 補助対象者

補助の対象となる自治会は那須塩原市自治会長連絡協議会を構成する団体をいいます。

単独の自治会及び、複数の自治会の連名による申請も受け付けます。複数の自治会による連名で申請を行う際は、市とやり取りを行う自治会及び担当者をあらかじめ決めておいてください。

3 交付年限

本事業の交付年限は5年間(令和6(2024)年度～令和10(2029)年度)です。

4 補助対象経費・補助額

補助対象経費及び補助額は次のとおりです。

(1) 設置費補助金

補助対象経費	①カメラ、画像記録装置、通信機器、取付器具及び配線等の地域防犯カメラを構成する機器の購入及び設置に要する経費 ②地域防犯カメラが設置されている旨及び設置者を示す表示板の設置に要する経費 ※同一の申請者が同一年度内に申請できる台数は2台までです。
--------	--

	※補助金の交付申請は同一の場所につき1回限りです。 ※レンタル、リースは補助対象外です。
補助額	補助対象経費の4分の3相当額で1台につき上限30万円（100円未満切り捨て）

（2）管理費補助金

補助対象経費	設置費補助を受けて設置した地域防犯カメラの管理に要する経費 （電気料、点検料、電柱共架料、動産保険料、修繕料、消耗品購入（SDカード等）、設置に係る地代等） ※地域防犯カメラ1台毎に申請してください。 ※設置が完了した日から起算して5年間の補助の対象期間です。
補助額	補助対象経費の2分の1相当額で1台につき上限1万円（100円未満切り捨て）

※地域防犯カメラの電気料金の契約が自治公民館等の施設と同一の契約となっている場合は、地域防犯カメラの電気使用量に相当する金額のみが補助の対象となります。（基本契約料金は含みません）

5 補助の対象となる地域防犯カメラ

補助の対象となる地域防犯カメラは、地域における犯罪の防止を目的として、道路、公園等の公共空間を撮影するために特定の場所に常設する防犯カメラが対象となります。

推奨する地域防犯カメラの主な撮影機能及び録画機能は次のとおりです。

区分		仕様
撮影機能	有効画素数	38万画素以上
	作動時間等	・24時間稼働で夜間も人物等が特定できる撮影ができること ・赤外線照射距離が20m以上であること
録画機能	録画時間	概ね2週間程度 ※撮影画質、記録媒体の容量などにより変動します
	録画速度	5コマ/秒以上
	記録画像サイズ	640×240画素以上
	最低被写体照度	0.5ルクス以下
	記録媒体	・メモリーカード又はハードディスクなどの画像記録媒体を備えること

		・USBメモリー等の外部記録媒体に画像が複写できること
--	--	-----------------------------

このほか、市では公益社団法人日本防犯設備協会（URL：<https://www.ssaj.or.jp/>）が定める、優良防犯機器認定基準（RBSS基準）に適合している製品を推奨します。

6 設置及び管理運用

地域防犯カメラは、過去に声掛け事案があった場所や地域において防犯上の懸念がある場所等、地域防犯カメラの設置がより効果的と考えられる適切な場所に設置するとともに、設置区域内の見やすい場所に、地域防犯カメラが設置されている旨及び設置者をわかりやすく表示してください。

また、個人のプライバシーを侵害することがないように、定めた規約に則り、適正に管理運用し、苦情等についても設置者として責任を持って対応をお願いします。

7 補助金申請等の期限

（１）設置費補助金

- ・交付申請期限：設置予定年度の4月から11月末まで
- ・実績報告期限：設置完了日から10日以内

※事前相談については随時受け付けております。まずは交通防犯課まで御連絡をお願いします。設置予定年度が翌年度であっても事前相談は受け付けます。

（２）管理費補助金

- ・交付申請及び実績報告期限：管理した年の翌年1月から2月末まで。

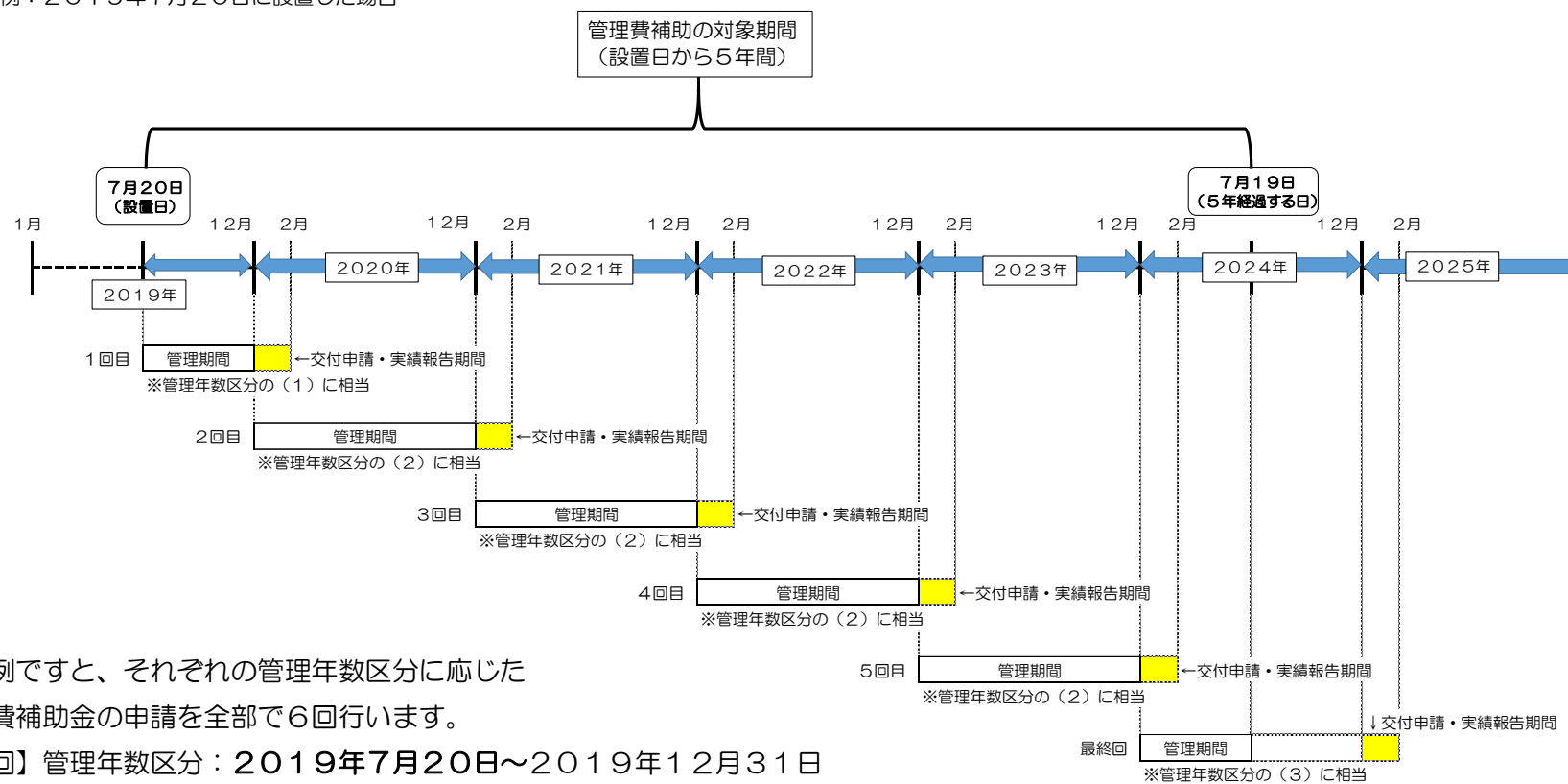
管理費補助金については、要綱に定める管理年数区分の管理が終了する毎に交付申請及び実績報告を行ってください。

＜要綱に定める管理年数区分＞※要綱第9条第2号抜粋

- (1) 設置完了日の属する年・・・設置完了日から当該日の属する年の12月31日まで
- (2) 前号の年の翌年から次号の年の前年まで・・・各年の1月1日から12月31日まで
- (3) 設置完了日から起算して5年が経過する日の属する年・・・その年の1月1日から設置完了日から起算して5年が経過する日まで

※設置が完了した日から起算して5年間が補助の対象期間です。管理年数区分が終了する毎に交付申請と実績報告を行います。次ページに例を示します。

例：2019年7月20日に設置した場合



この例ですと、それぞれの管理年数区分に応じた
管理費補助金の申請を全部で6回行います。

【初回】管理年数区分：2019年7月20日～2019年12月31日

交付申請・実績報告期間：2020年1月～2020年2月末

【2回目～5回目】管理年数区分：2020年1月1日～2020年12月31日

交付申請・実績報告期間：2021年1月～2021年2月末

※3回目～5回目も同様。

【最終回】管理年数区分：2024年1月1日～2024年7月19日交付申請・実績報告期間：2024年7月19日～2025年2月末

2024年7月19日で設置日から起算して5年経過しますので、この日までが管理費補助の対象期間となります。

2024年7月20日以降に係った経費については管理費補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

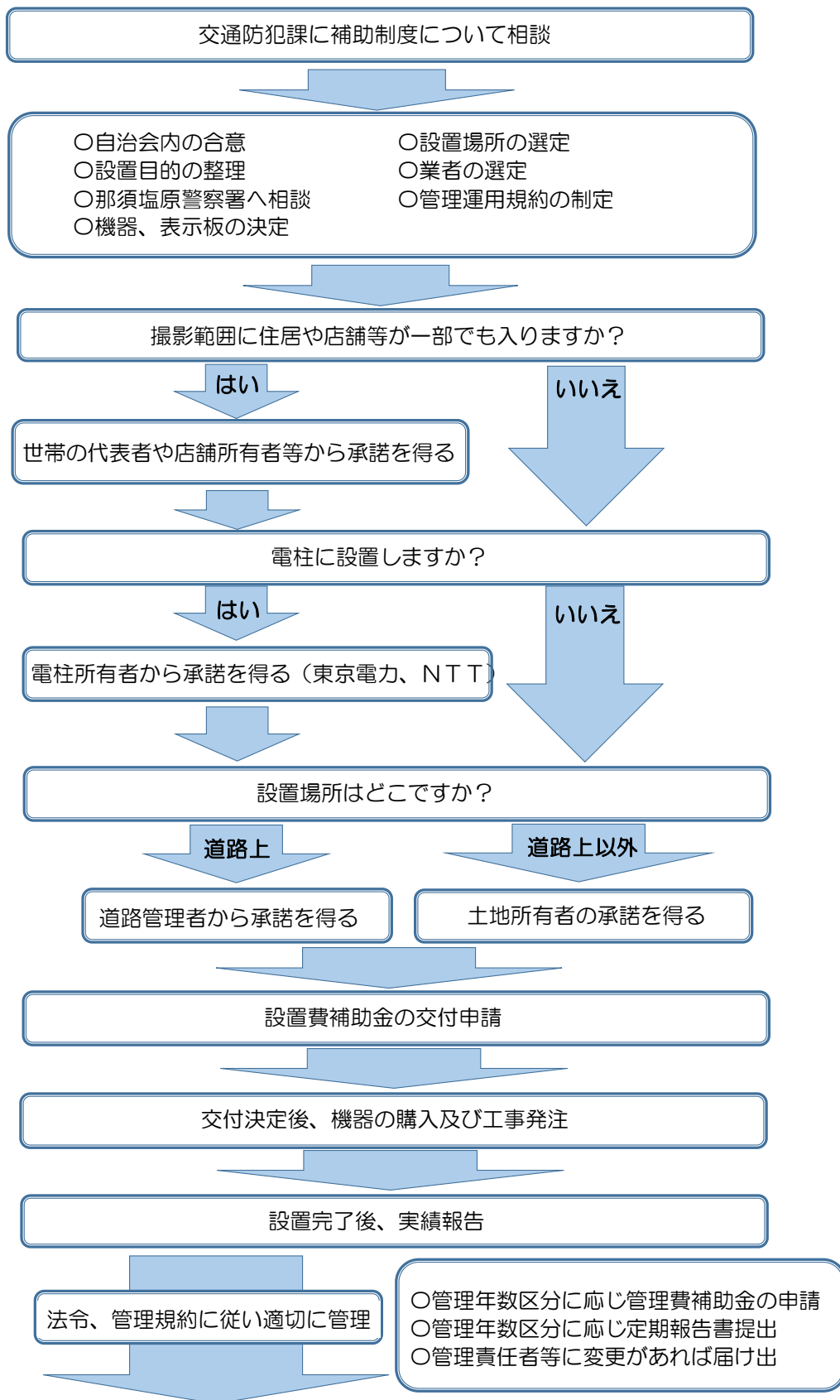
第3章 地域防犯カメラ設置の手順

地域防犯カメラの設置については、その目的や設置場所、設置や維持管理に要する費用、自治会内の合意や各種許可手続き等を御理解いただいた上で準備を進めていただく必要があります。

本章では本事業を活用するためにどのように準備を進めていけばよいかについて記載します。

※以下に示した順序通りでないといけないといったものではありません。自治会の現状等に即し進めていただいて構いません。あくまで進め方の一例として参考にしてください。

■地域防犯カメラ設置までの流れ（フローチャート）



1 市担当課（交通防犯課）との事前相談

地域防犯カメラの設置を検討される場合は、まず交通防犯課まで御連絡をお願いします。必要な手続きについての説明を行います。

2 設置目的の整理

地域のどのような犯罪を防いでいきたいのか、という目的を考えます。

以下にいくつか例を示します。

＜事業の対象となる例＞

- ・声掛け事案が過去に頻繁に起きており、日頃より住民が不安となっている場所があり、同地における犯罪を防止するため地域防犯カメラを設置する。

＜事業の対象とならない例＞

- ・ゴミステーションを適切に使用していない人を特定するため
- ・動物が作物を食い荒らすので、動物を特定し、対策を練るため
- ・特定の個人の家を常時監視するため
- ・マンションに出入りする人を監視するため

3 自治会内の合意形成

地域防犯カメラの設置について、自治会総会等において合意を得ます。補助金の申請の際に、合意を得たことがわかる総会会議録の写し等が必要となります。会議録については参考様式を用意しておりますが、任意様式で結構です。

4 地域防犯カメラ設置事業者選定

現在、様々な種類の防犯カメラが販売されています。数多くの防犯カメラの中から目的に見合った機器の選定や設置方法について、相談できる事業者を早い段階で選定されることをお勧めします。

5 地域防犯カメラの管理運用規約制定

法令を遵守し、適正に地域防犯カメラを管理運用していくため、自治会における管理運用規約を作成します。管理運用規約は補助金の申請の際にも必要となります。

管理運用規約については参考様式を用意しておりますので、参考様式や栃木県のガイドラインを参考に作成してください。

6 設置場所の検討（那須塩原警察署への相談）

過去に犯罪が起きている場所や、児童の通学路等、地域で不安に感じている場所を調べ、設置する場所を決めます。場所の選定については那須塩原警察署へ相談してください。

なお、那須塩原警察署との協議については交通防犯課職員も立ち合います。日程調整等も生活課職員が行います。

また、補助金の申請では那須塩原警察署と協議したことを示す書類が必要となります。

※那須塩原警察署の相談先は次のとおりです。

＜那須塩原警察署＞

担当課：那須塩原警察署 生活安全課

電 話：０２８７－６７－０１１０

※事件、事故の発生場所については栃木県警察が公表している「ルリちゃんパトロールマップ」も参考にしてください（URLは以下）

https://www.machi-info.jp/machikado/police_pref_tochigi/infopage.html

7 設置場所、撮影範囲の決定及び必要な承諾

撮影範囲は道路や公園等の公共空間に限定し、住居や店舗等は撮影範囲から極力外しましょう。どうしても住居等の一部が撮影範囲に入る際は、その住居の代表者や店舗の所有者から承諾を得てください。補助金の申請の際にその承諾書が必要となります。また、撮影範囲を示した図面と撮影範囲を撮影した写真も補助金の申請の際に必要となります。

※プライバシーマスク（画像の一部分にマスキングをかけて撮影の対象外とする機能）の設定等も検討してください。

8 設置場所の所有者等からの許可（承諾）

設置場所により、必要な許可（承諾）が異なります。以下を参考としてください。

（１）電柱に設置する場合

- ①まずは電柱所有者（東京電力、ＮＴＴ）へ相談してください。補助金の申請の際に電柱所有者からの承諾書等が必要となります。相談先は次のとおりです。

＜東京電力＞

名称：東電タウンプランニング株式会社 栃木総支社

住所：栃木県宇都宮市宿郷１－２０－５

電話（代表）：０２８－３０５－５３００

＜ＮＴＴ＞

名称：(株)ＮＴＴ東日本一関信越設備部

エンジニアリング部門 渉外担当（栃木）

住所：栃木県宇都宮市平出工業団地４８－２ ＮＴＴ平出付属庁舎

電話：０２８－６１５－７５４１

※東京電力、ＮＴＴともに調査費用が発生します。

- ②電柱の底地所有者から許可（承諾）を得ます。承諾書は電柱所有者に対して提出する必要があります。場合によっては、道路管理者からの道路占用許可が必要となりますので、電柱の設置場所が道路上の場合は道路管理者とも相談をお願いします。

※原則１つの電柱には１つの機器しか設置できませんが、防犯灯が設置されている電柱でも所有者の基準を守れば設置可能ですので、まずは電柱所有者へ御相談ください。

（２）独立柱を立て設置する場合

設置場所の所有者から許可を得てください。また、道路上に独立柱を立て設置する場合は道路占用許可が必要となり、占用料もかかりますので道路管理者へ御相談ください。なお、民有地への設置であっても機器が公道上に掛かる場合は道路占用許可が必要になります。

９ 購入機器の決定

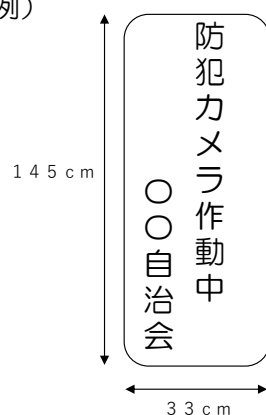
予算や撮影目的、撮影範囲及び管理形態等を考慮し、購入する地域防犯カメラの機器及び作成する表示板を決めます。市が推奨する地域防犯カメラの仕様は７ページに示していますので、参考にしてください。なお、常時監視が可能となるモニターの設置については、プライバシーの保護の観点からお勧めいたしません。

なお、地域防犯カメラは屋外に設置されるため、部品の劣化などにより運用に支障をきたす可能性があります。機器の選定を行う際に、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故障時の対応、点検の頻度や点検にかかる費用等の確認をしておくことが大切です。

購入する機器、作成する表示板が決定したら、設置工事費も含めた地域防犯カメラの設置に係る見積書を取得し、その仕様がわかるカタログ等の写しを用意してください。補助金の申請の際に必要となります。

※機器の購入と設置工事及び表示板の作成が別の事業者となる場合は、それぞれ見積もりを取得してください。

(表示板の例)



10 設置費補助金の交付申請

必要書類を揃え、設置費補助金の交付申請を行います。

※申請の詳細な事務手続きについては第4章を参照してください。

設置費補助金はかかった費用の4分の3、上限30万円までです。次に補助額、自治会負担額の参考例を示します。

例1 地域防犯カメラの設置費用の合計が27万円の場合

$270,000\text{円} \times \text{補助率（4分の3）} = \underline{202,500\text{円}} \cdots \text{補助額}$

$270,000\text{円} - 202,500\text{円} = \underline{67,500\text{円}} \cdots \text{自治会負担額}$

例2 地域防犯カメラの設置費用の合計が45万円の場合

$450,000\text{円} \times \text{補助率（4分の3）} = 337,500\text{円} \cdots \text{①}$

①の金額が補助上限額より大きいため、補助額は上限の300,000円

$450,000\text{円} - 300,000\text{円} = \underline{150,000\text{円}} \cdots \text{自治会負担額}$

11 設置工事発注

交付申請を行った後に、交通防犯課において内容が審査され、交付決定通知書が届きます。交付決定通知書が届いた後に設置工事を正式発注してください。

1.2 設置費補助金の実績報告

設置工事が完了したら費用を支払います。費用を支払った後、10日以内に実績報告を交通防犯課に行います。実績報告の内容が交通防犯課において審査され、補助金額の確定通知が届き、補助金が振り込まれます。

1.3 適切な管理

設置完了と同時に、管理運用規約に基づき適切に管理します。

1.4 管理・運用上の諸注意

設置後の管理運用については特に次の点に注意してください。

- 法令、規約を遵守する。
 - 電気代、電柱共架料等を支払う。（地域防犯カメラにかかる電気代や電柱共架料等は管理費補助金の対象です。）
 - 毎年1回は地域防犯カメラが正常に動作しているかの確認と清掃を行う。
（地域防犯カメラの点検料も管理費補助金の対象です。）
 - 苦情等があった際は管理責任者として適切に対応する。
 - 警察等に画像を提供した場合は、規約に従い提供先や理由等を記録する。（情報提供した場合は地域防犯カメラ管理定期報告書に記載が必要です。）
 - 落雷などによる故障に備え、設置時に保険の加入を検討する。（地域防犯カメラにかかる保険料は管理費補助金の対象です）
- ※落雷等により地域防犯カメラが故障した場合、再設置に係る費用についての設置費補助金は申請できません。（同じ場所に2度の申請はできません。）

※設置後5年間は、管理年数区分毎に交通防犯課へ「地域防犯カメラ管理定期報告書」を提出していただきます。

1.5 管理費補助金の交付申請

地域防犯カメラの管理に要した経費は管理費補助金の対象となりますので、第2章に記載の管理年数区分毎にまとめておきます。また、地域防犯カメラを2台以上設置している場合、地域防犯カメラ1台毎に管理費補助金の申請が必要ですので、地域防犯カメラ1台毎に経費をまとめておきます。

補助の対象となる経費については次ページを参考にしてください。（ ）内は一例の金額です。

＜管理費補助の対象となる主な経費＞

- ・電気代（年間5,000円程度）
- ・電柱共架料（東電の場合は年間2,400円：税抜）
- ・点検料（年に1回の動作確認＋清掃料で年間5,000円程度）
- ・保険料（年間6,000円程度）
- ・消耗品購入費
- ・設置場所の地代
- ・修繕料 等

管理費補助金はかかった費用の2分の1、上限1万円までです。次に補助額、自治会負担額の参考例を示します。

例：2019年7月20日に設置した場合

【初回】2019年7月20日～2019年12月31日までに要した管理費

電気代・・・2,200円（7月20日～12月に係った分）

電柱共架料・・・1,320円

保険料・・・2,500円

合計：6,020円

合計金額（6,020円）×補助率（2分の1）＝3,010円

100円未満の端数切捨てにより、**3,000円・・・補助額**

6,020円－3,000円＝**3,020円・・・自治会負担額**

【2回目】2020年1月1日～2020年12月31日までに要した管理費

電気代・・・5,000円（1月～12月に係った分）

電柱共架料・・・2,640円

保険料・・・6,000円

点検料・・・5,000円

合計：18,640円

合計金額（18,640円）×補助率（2分の1）＝9,320円

100円未満の端数切捨てにより、**9,300円・・・補助額**

18,640円－9,300円＝**9,340円・・・自治会負担額**

※3回目～5回目も同様

【最終回】2024年1月1日～2024年7月19日までに要した管理費

電気代・・・2,900円（1月～7月19日に係った分）

電柱共架料・・・2,640円

保険料・・・3,500円（1月～7月分）

点検料・・・5,000円

合計：14,040円

合計金額（14,040円）×補助率（2分の1）＝7,020円

100円未満の端数切捨てにより、7,000円・・・補助額

14,040円－7,000円＝7,040円・・・自治会負担額

※2024年7月20日以降に要した管理費は補助対象外です。

1.6 変更・財産の廃棄等

（1）管理責任者、操作取扱者を変更した場合

設置後5年間の間に地域防犯カメラの管理責任者又は操作取扱者に変更が生じた際は、速やかに管理責任者及び操作取扱者変更届出書を提出していただきます。

（2）地域防犯カメラを廃棄等する場合

設置費補助金を受け設置された地域防犯カメラについては、設置後5年間は運用していただきます。5年間を経ずに、やむを得ない理由により廃棄等を行う場合は、その必要性が生じた時点で速やかに交通防犯課まで御相談ください。地域防犯カメラ設置費補助金に係る財産処分承認申請書を提出していただきます。

設置後5年間以内に市の許可を得ずに地域防犯カメラを処分した場合、補助金を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

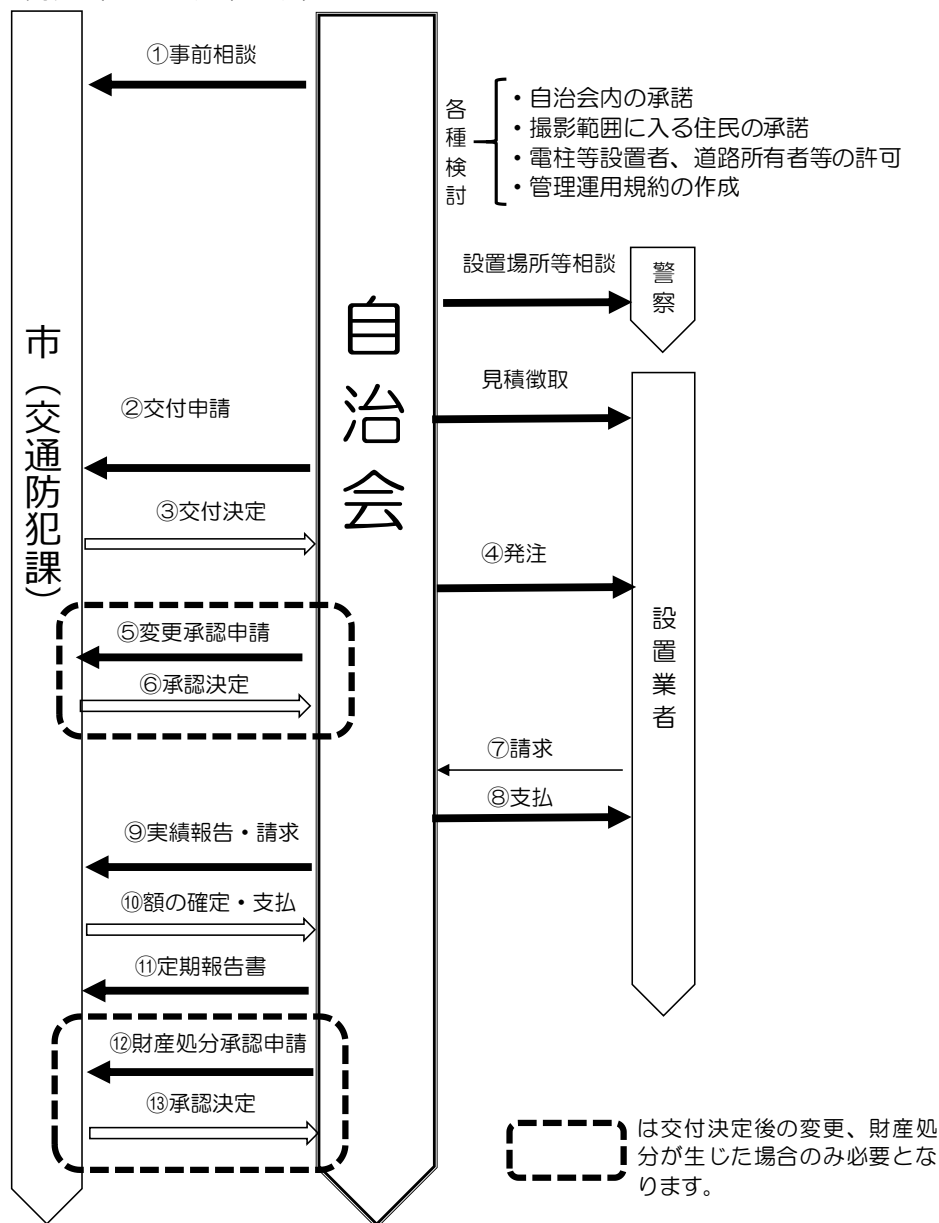
第4章 補助金申請の事務手続きについて

本章では地域防犯カメラ設置費等補助金の申請について、必要となる書類や手続きについて説明します。

1 設置費補助金

地域防犯カメラ設置費等補助金についての申請の流れは次のとおりです。地域防犯カメラ設置費等補助金を申請する場合は、必ず事前に交通防犯課へ御相談ください。

(1) 申請の流れ（フローチャート）



（２）申請に必要な書類や手続き

①交通防犯課との事前相談

設置費補助金の申請を行おうとする自治会は補助金の交付申請前に、まずは生活課へお問い合わせをお願いします。主に以下の項目について事前に確認させていただきます。

- 設置目的が地域防犯カメラの趣旨と合致しているか
- 地域住民の合意（承諾）はあるか（またはとれそうか）
- どこにどれだけ設置するのか（場所や台数、電柱か自立柱か等）
- どのような防犯カメラを購入するのか（仕様や価格等）
- 調整が必要な関係機関はあるか
（撮影範囲に入る住民、電柱等設置者、道路管理者等）
- 設置予定時期について（申請年度内に完了し、実績報告が可能か）

※各支所、出張所では相談・申請を受け付けておりませんので御了承ください。

②交付申請

関係機関との事前調整終了後に「地域防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号）」に必要な書類を添えて提出してください。

＜必要書類＞

- 地域防犯カメラの設置が自治会の総意であることが分かる総会会議録の写し等
- 地域防犯カメラ管理運用規約
- 地域防犯カメラの設置について那須塩原警察署と協議したことを示す書類
- 地域防犯カメラ及び表示板の設置場所の位置図、見取図及び現況写真
- 地域防犯カメラの撮影範囲を示した図面及び撮影範囲を撮影した写真
- 住居、店舗等の全部又は一部が地域防犯カメラの撮影範囲に入る世帯の代表者、店舗所有者等の承諾書（様式第2号）
- 設置場所の所有者又は管理者の許可証又は承諾書
ただし、道路、電柱等に地域防犯カメラを設置する場合は、道路管理者又は電柱等設置者の許可証又は承諾書
- 購入しようとする機器の仕様が分かるカタログ等の写し
- 地域防犯カメラの購入及び設置並びに表示板の作成及び設置に要する経費の見積書の写し
- 地域防犯カメラ管理責任者及び操作取扱者届出書（様式第3号）
- その他市長が必要と認める書類

③交付（不交付）決定の通知、④発注

交付申請書の内容を審査し、補助金の交付（不交付）について申請者に通知します。

申請者は、**交付決定後に**地域防犯カメラ設置業者に発注し、地域防犯カメラの設置及び表示板の設置を行います。

⑤変更承認申請

交付決定後、**やむを得ない事情により**申請内容に変更が生じた場合は速やかに生活課に御相談ください。そのうえで、「地域防犯カメラ設置費等補助金変更（中止・廃止）承認申請書（那須塩原市補助金交付規則 様式第6号）」に必要書類を添えて提出してください。

⑥変更承認（不承認）決定の通知

変更承認申請書の内容を審査し、承認（不承認）を申請者に通知します。

⑦請求、⑧支払

地域防犯カメラの設置が完了したら、設置業者へ支払いを行い、法令、規約等に基づき適正な管理をしてください。

⑨実績報告

地域防犯カメラを設置し、設置業者への支払いが完了後、10日以内に「地域防犯カメラ設置費補助金実績報告書（様式第5号）」に必要書類を添えて御提出ください。

＜必要書類＞

- 補助対象経費に係る支払を証明する書類の写し
- 設置した地域防犯カメラ及び表示板の位置図及び写真
- 設置した地域防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの
- その他市長が必要と認める書類

⑩額の確定

実績報告書の内容を審査し、補助額を確定します。補助額の確定後、申請者に通知します。

⑪定期報告

地域防犯カメラ設置後5年間は、管理期間における管理状況について、「地域防犯カメラ管理定期報告書（様式第7号）」に必要書類を添えて毎年提出してください。

なお、本補助の交付を受けて設置した地域防犯カメラについては、その管理費につい

ても一部補助を行っています。管理費補助金の実績報告の際に「地域防犯カメラ管理定期報告書」の提出が必要となりますので、管理費の交付申請の際に提出していただければ結構です。

⑫財産処分承認申請

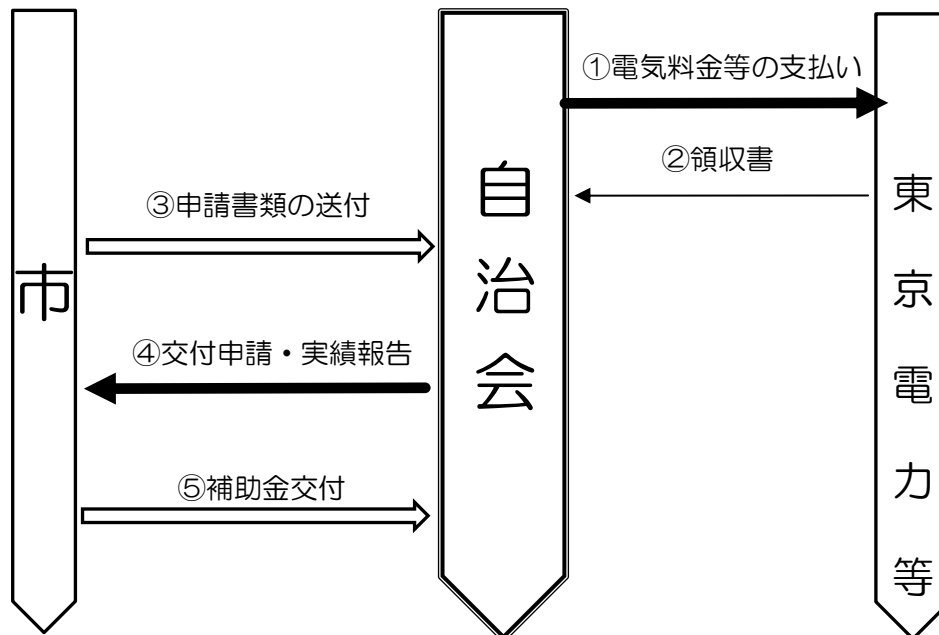
地域防犯カメラ設置費補助金の交付を受け設置された地域防犯カメラを処分する場合、設置後5年間は市の承認が必要となります。やむを得ない理由により、設置後5年以内に財産を処分する必要がある場合は、速やかに交通防犯課に御相談いただき、「地域防犯カメラ設置費等補助金に係る財産処分承認申請書」に必要書類を添えて提出してください。

※市の承認を得ずに処分を行った場合、補助金を返還していただく場合があります。

2 管理費補助金

地域防犯カメラ管理費補助金についての申請の流れは次のとおりです。

(1) 申請の流れ（フローチャート）



(2) 申請に必要な書類や手続き

①電気料金等、必要経費の支払い

毎年1月から12月分の地域防犯カメラに係る電気料金等を、東京電力等の契約に基づき支払ってください。

修繕や消耗品購入、点検など、地域防犯カメラの管理に必要な経費が生じた場合は、その都度支払いをしてください。

②領収書

交付申請の際に必要となりますので、地域防犯カメラの管理のために支払った料金の領収書（又は支払いを証明する書類）は、地域防犯カメラ毎にまとめ、保管してください。

③申請書類の送付

12月下旬頃に、交通防犯課より管理費補助対象団体の代表者様あて、申請書類一式を送付します。

④交付申請・実績報告

「地域防犯カメラ管理費補助金交付申請書（様式第4号）」、「地域防犯カメラ管理定期報告書」及び「補助金交付請求書」に領収書、振込先通帳の写し等、必要書類を添えて提出してください。

⑤補助金交付

交付請求後、内容を審査し御指定の口座に振り込みます。

3 その他留意事項

（1）地域防犯カメラの維持管理

○保守点検等

地域防犯カメラの運用に支障をきたさないよう、点検の頻度や点検に係る費用等について確認し、必要に応じて業者への保守点検委託を御検討ください。

○事故等の賠償等

地域防犯カメラの落下等により第三者に被害を与えてしまった場合、その管理責任が問われ、損害賠償を負うこともありますので、地域防犯カメラや独立柱の定期的な点検のほか、任意保険の加入も御検討ください。

（2）管理責任者及び操作取扱者の変更

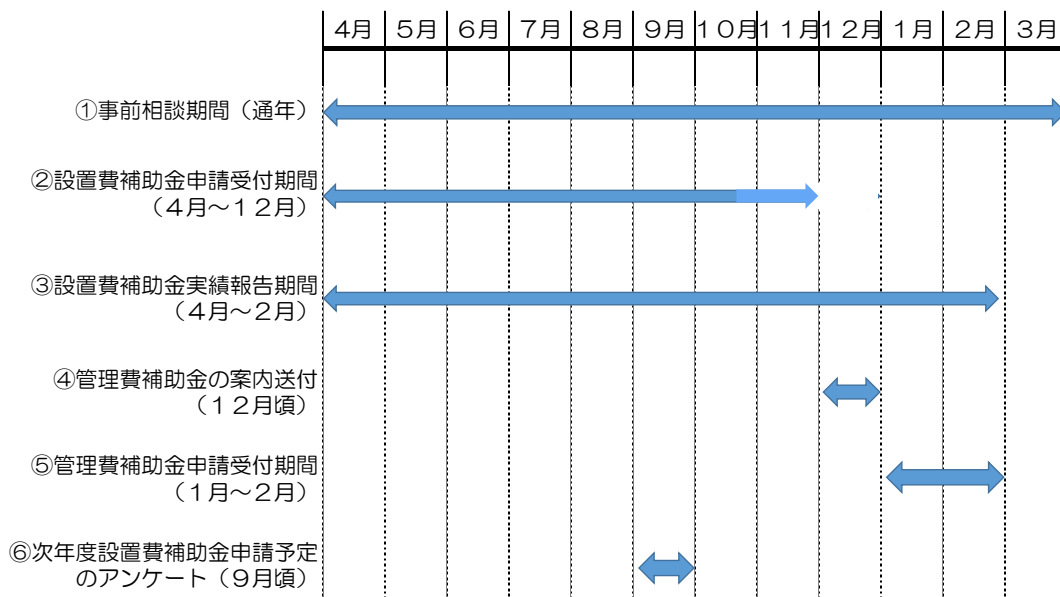
管理責任者又は操作取扱者の変更があった際は、速やかに「管理責任者及び操作取扱者変更届出書（様式第8号）」を交通防犯課まで提出してください。

(3) 補助金の返還

補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。

4 地域防犯カメラ設置費等補助事業に係る市のスケジュール

地域防犯カメラ設置費等補助事業に係る市のスケジュールについては以下のとおりです。



① 事前相談期間 (通年)

事前相談は随時受け付けております。次年度の申請に係る相談についても受け付けておりますので、交通防犯課まで御連絡ください。

② 設置費補助金交付申請受付期間 (4月～12月)

設置費補助金の申請受付期間は毎年度4月から11月末までです。

③ 設置費補助金実績報告期間 (4月～2月)

実績報告は設置完了日から10日以内に行ってください。実績報告の期限は2月末までです。

④ 管理費補助金の案内送付 (12月頃)

対象団体に対し、管理費補助金の申請書類等を12月下旬頃に送付します。

⑤管理費補助金交付申請受付期間（１月～２月）

管理費補助金の交付申請・実績報告は１月から２月末までです。

⑥次年度設置費補助金交付申請予定のアンケート

次年度の参考とするため、次年度に地域防犯カメラ設置費補助金を利用し地域防犯カメラを設置する予定があるかについて、９月頃にアンケートを実施しますので、御協力をお願いいたします。

Q & A 集

Q 1 補助金を受けることができる対象はどこですか？個人や旅館、お店でも補助を受けられますか？

A 1 那須塩原市自治会長連絡協議会を構成する自治会が補助事業の対象です。そのため、個人や旅館、店舗が設置する防犯カメラについては補助の申請はできません。なお、那須塩原市自治会長連絡協議会を構成する自治会であれば複数の自治会による連名での申請も受付可能です。

Q 2 リースやレンタルによる設置も補助金の対象となりますか？

A 2 リースやレンタルの場合は補助金の対象となりません。

Q 3 過去に設置した防犯カメラも補助の対象ですか？

A 3 すでに設置された防犯カメラは補助の対象となりません。これから設置する地域防犯カメラが補助の対象となります。

Q 4 申請すればすべて補助金が受けられますか？

A 4 補助金の交付は予算の範囲内となりますので、申請された事業が全て補助金の対象となるわけではありません。

Q 5 ダミーカメラは補助金の対象ですか？

A 5 ダミーカメラは補助金の対象ではありません。

Q 6 撮影範囲に決まりはありますか？

A 6 地域防犯カメラの設置については、原則道路や公園などの公共空間に限定し、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう配慮が必要です。

カメラの角度調整や、セキュリティマスク（カメラの撮影範囲の一部をぼかす機能）を利用し、住宅などの私的空間が撮影されないようにしましょう。

どうしても住宅や店舗が撮影範囲に入る場合は、その住宅の代表者や店舗所有者等の承諾書が必要となります。

Q 7 地域防犯カメラの画像を閲覧するためのパソコンや、無線LANなどの通信機器は補助の対象ですか？

A 7 地域防犯カメラを構成する機器の一部とみなせるため、設置費補助の対象です。

Q 8 地域防犯カメラをインターネットで購入した場合は補助の対象ですか？

A 8 機器の仕様にもよりますが、インターネットで購入した場合も設置費補助の対象です。

Q 9 機器の購入業者と設置業者が違っている場合でも補助の対象となりますか？

A 9 機器の購入業者と設置業者は異なっても設置費補助の対象となります。

Q 1 0 どのような地域防犯カメラを購入すればよいかわかりません。

A 1 0 市では公益社団法人日本防犯設備協会が定める優良防犯機器認定基準（RBSS基準）に適合している製品を推奨しています。また、設置場所や用途により防犯カメラの種類は様々ですので、専門業者へ相談されることをお勧めします。

Q 1 1 設置後の電気料金も補助の対象となりますか？

A 1 1 電気料金を含む、地域防犯カメラの管理に要する経費は管理費補助金の対象となります。詳細は第2章を参照してください。

Q 1 2 補助を受けて設置した地域防犯カメラを別の場所に移動させることは可能ですか。また移動に要する費用に対して補助は受けられますか？

A 1 2 市の補助を受けて設置された地域防犯カメラは、設置後5年間は継続して設置していただきます。やむを得ない理由により移動させる必要が生じた場合は、まず市へ御相談ください。なお、移動が認められた場合、移動に要する経費については設置費補助金の対象とはなりません。管理費補助金の対象となりますので、管理費補助金として交付申請してください。

Q 1 3 地域防犯カメラを設置していることを示す表示板について、大きさや表記方法など決まりがありますか？

A 1 3 大きさや表記方法について定めはありません。しかし、表示板には最低限、設置者

の名称（自治会名）と、「防犯カメラ作動中」等の地域防犯カメラを設置していることを明らかにする文言が必要です。

また、表示板を設置することで、地域住民に安心感を与える効果、犯罪を企てている者に対しては、犯罪の抑止効果が期待できます。そのため、地域住民や通行人がその存在を認識できる程度の大きさが必要となります。

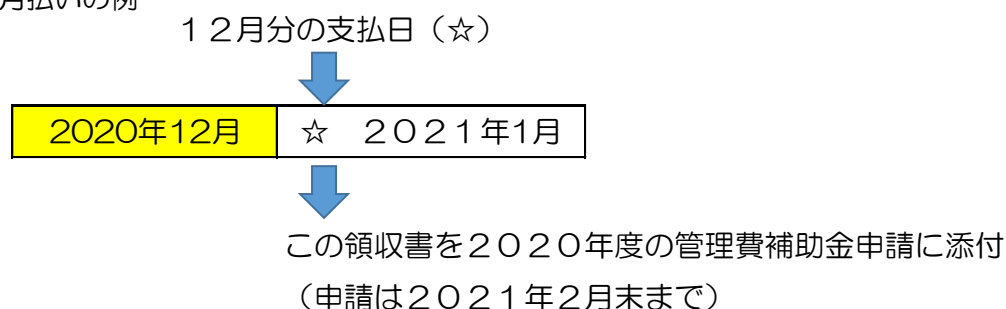
Q14 管理費補助金について、翌月払いや年払いのものについて管理費補助金はどのように申請すればよいですか？

A14 翌月払いの場合は、その支払いのもととなる日が管理年数区分内であれば補助の対象です。支払った日ではなく、その支払いの原因となる日で判断します。

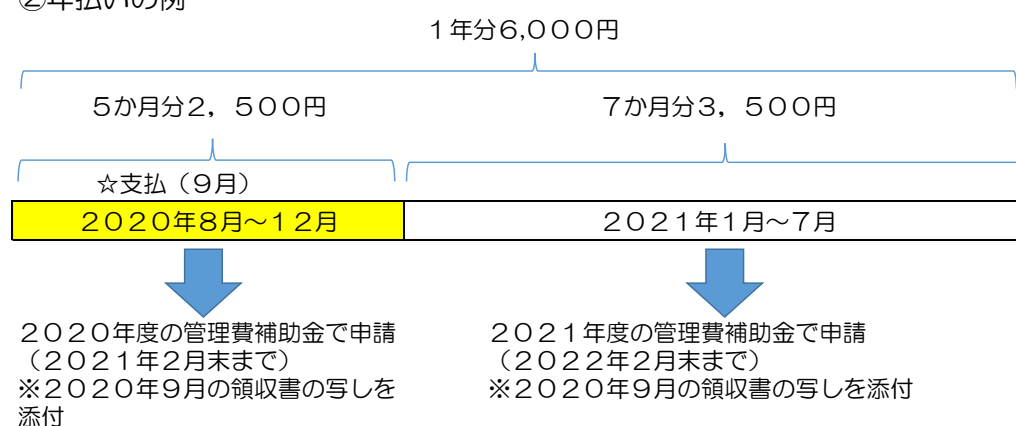
例えば2020年12月に係った電気代を2021年1月に支払った場合は、2020年度中の管理費補助金の申請の対象となります。

また、年払いのものも同様の考え方で、その年払いの対象となる期間がどの管理年数区分に属するかで判断します。その対象となる期間が管理年数区分をまたぐ場合は対象期間で按分し、2年にまたいで管理費補助金の申請をしていただきます。例えば2020年8月～2021年7月が保険期間であるものを、2020年9月に前払いで1年分として6,000円支払った場合、2020年8月～2020年12月の5か月分（2,500円）を2020年度中の管理費補助金として申請します。残りの2021年1月～2021年7月の7か月分（3,500円）を、2021年度中の管理費補助金として申請します。

①翌月払いの例



②年払いの例



第5章 各種文書作成例、申請様式の記入例

地域防犯カメラ管理運用規約の作成例～参考様式1～

〇〇自治会地域防犯カメラ管理及び運用に関する規約

1 目的

この規約は、〇〇自治会が設置する地域防犯カメラに関して、必要な事項を定めることにより、プライバシー保護を図るとともに、個人情報の適切な取り扱いに留意し、〇〇地区における犯罪の防止を目的とするものである。

個人情報を収集する事業者はその目的を明らかにする必要があります。目的は明確にし、目的外の使用を行わないようにしてください。

2 設置場所及び設置台数

地域防犯カメラの設置場所及び設置台数は別表に定める。

3 設置者、管理責任者及び操作取扱者

地域防犯カメラの設置者は〇〇自治会とし、地域防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図るため、地域防犯カメラ1台ごとに別表に定めるとおり管理責任者を置く。管理責任者は必要に応じ別表に定めるとおり操作取扱者を置くことができる。

管理責任者は自治会長が兼任しても差し支えありません。操作取扱者については、必要であると判断した場合は、機器の操作に長けた方（設置業者や保守運用業者でも可）等を選任してください。

4 機器の操作及び画像の視聴の制限

機器の操作及び画像の視聴については、管理責任者または管理責任者が指定した操作取扱者が行うものとし、他の者が行う場合は管理責任者の許可を得なければならない。

みだりに機器が操作されないように機器の操作者及び画像の視聴について制限します。

5 表示板の設置

設置者は、地域防犯カメラの撮影区域またはその周辺に、地域防犯カメラが設置されている旨及び設置者を示す表示板を設置する。表示板には〇〇自治会を記載することとする。

犯罪抑止効果を高めるとともに、プライバシーの保護を図るため、誰にでもわかるように撮影対象区域内、または付近の見やすい場所に地域防犯カメラを設置していること及び設置者の名称（〇〇自治会）を表示していただきます。

6 画像の適正な管理

管理責任者は地域防犯カメラにより撮影された画像について、次のように取り扱うものとする。

（１）画像の管理

記録媒体（ＳＤカード、ハードディスク等）やパソコンについては、施錠等の方法により保護された環境の下で保管し、原則として、第８「画像の提供」の場合を除き画像の複写、外部への持ち出しは禁止するものとする。

（２）パスワード等の適正な管理

管理責任者等は、画像を閲覧するためのパスワード等を適正に管理する。

また、パスワード等は容易に推察されないものとし、管理責任者等が交代する際には変更するものとする。

（３）画像の保存期間

保存期間は、〇日間とする。

上記保存期間を超えて特定の画像を保存する必要がある場合、理由を明確にしたうえで、撮影日時、場所等と合わせてその旨を記録に残すものとする。

保存期間は概ね２週間から長くても１か月ほどを目安に設定してください。

（４）画像の消去

保存期間が終了した画像は、上書き又は初期化等により確実に消去する。記録媒体

(記録媒体を内蔵している画像記録装置も含む。)を破棄する場合、画像の読み取りまたは復元ができないよう処分する。

(5) 画像の不必要な加工の禁止

画像は、撮影された状態のまま保存し、不必要な加工を行わない。

画像は正確であることが求められます。プライバシー保護の都合上モザイク処理をかける場合などを除き、撮影された画像に対し不必要な加工は行わないようにしてください。

7 秘密の保持

管理責任者等は、地域防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。

このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

8 画像の提供

管理責任者等は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像を提供してはならない。

(1) 法令等に定めがある場合

(2) 捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で、文書により画像提供の要請を受けた場合

(3) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

なお、上記(1)から(3)に基づき第三者に画像を提供する場合、設置目的に照らして 必要性を慎重に判断する。

また、提供する際に相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録する。

9 苦情・問い合わせ等への対応

管理責任者は、地域防犯カメラに関する苦情又は問い合わせ等があった場合は誠実に迅速に対応するものとする。

10 地域防犯カメラの保守点検と撤去

(1) 保守点検

設置者は、地域防犯カメラに関わる機器は定期的に点検し、修理・修繕等を行う。

(2) 撤去

設置者は、地域防犯カメラの運用を廃止する場合、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去する。

11 業務の委託

設置者は、地域防犯カメラの保守管理についての業務を委託する場合、本規約を遵守させるための必要な措置を講ずるものとする。

(附則)

この規約は、 年 月 日から施行する。

別表

設置場所	設置 台数	モニター・画像 記録装置等の 設置場所	管理責任者	操作取扱者
那須塩原市 共墾社〇〇 番地△	1台	モニター等の 設置なし	氏名：防犯 太郎 住所：那須塩原市共墾 社〇〇番地〇〇	氏名：防犯 設備 住所：那須塩原市〇〇町 〇
			氏名： 住所：	氏名： 住所：

総会議事録の作成例～参考様式第2号～

総会議事録

- 1 開催日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
- 2 開催場所 〇〇〇公民館第一会議室
- 3 出席者数 〇〇人（※会則等で定める定足数を満たす人数である）
- 4 議決事項

那須塩原市地域防犯カメラ設置費補助金交付事業による地域防犯カメラの
設置につき、可決承認。

- （1）地域防犯カメラを設置する場所

那須塩原市〇〇町××番地×（東京電力柱：電柱番号〇〇-××）

- （2）設置する地域防犯カメラの台数 1台

この議事録は、事実と相違ないことを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

自治会名 安全なまち自治会

代表者 氏名 防犯 太郎

住所 那須塩原市共墾社
108番地2

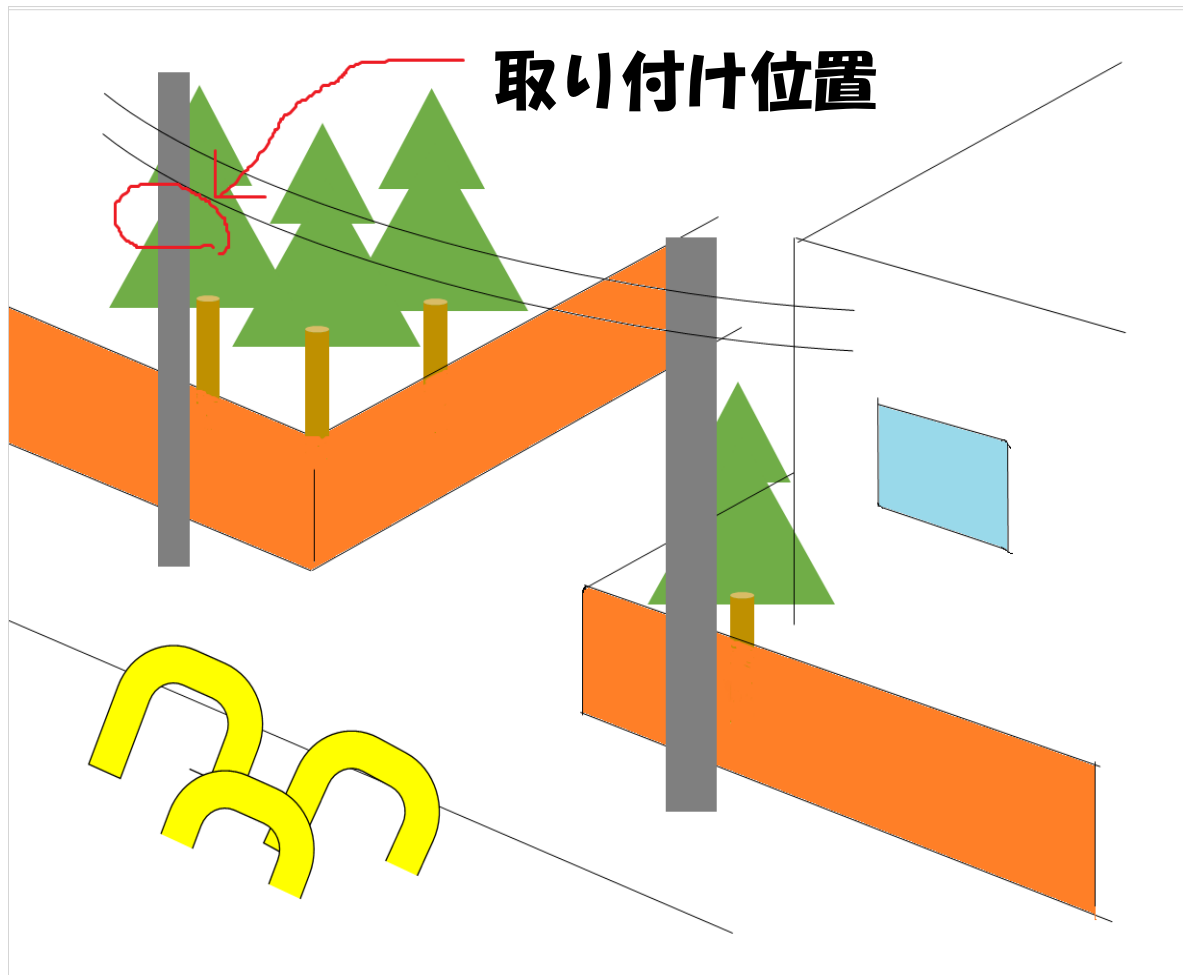
設置場所及び撮影範囲を示した図面等の作成例～参考様式第3号～

地域防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面等

- 1 地域防犯カメラを設置する場所
那須塩原市〇〇町〇〇番地〇
- 2 設置場所及び撮影範囲を示した図面



設置場所の見取り図の例



※設置場所の周辺含め全体が把握できるようにしてください。

※写真に書き込んでいただいて構いません。

警察と協議したことを示す書類の作成例～参考様式第4号～

〇〇 年〇 月 〇 日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **安心なまち自治会**
代表者 住 所 那須塩原市 **共墾社108番地2**
氏 名 **防犯 太郎**
電話番号 **0287（62）7126**

地域防犯カメラの設置に関する那須塩原警察署との協議報告書

地域防犯カメラの設置について、次のとおり那須塩原警察署と協議したため、報告します。

- 1 協議日時 **2020 年 1 月 1 日 10 時 00 分～10 時 30 分**
- 2 協議場所 **那須塩原市共墾社100番地△**
- 3 協議者 **安心なまち自治会 代表 防犯 太郎**
安心なまち自治会 安全 大事
那須塩原警察署生活安全課 巡査部長 〇〇 〇〇
- 4 協議結果

（例）当初の設置予定場所にて問題なし。

（例）当初の設置予定場所から二つ隣の電柱に取り付けることとする。

理由：過去の犯罪の発生状況（声掛け等）から後者の位置に取り付けた方がより防犯カメラの存在が確認でき、犯罪抑止効果が得られると判断したため。当初予定位置と協議後の設置予定位置については別紙のとおり。

道路管理者と協議したことを示す書類の作成例～参考様式第5号～

〇〇 年〇 月 〇 日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） 安心なまち自治会

代表者 住 所 那須塩原市 共墾社108番地2

氏 名 防犯 太郎

電話番号 0287 (62) 7126

地域防犯カメラの設置に関する道路管理者との協議報告書

地域防犯カメラの設置について、次のとおり道路管理者と協議したため、報告します。

1 協議日時 〇〇 年〇 月 〇 日

2 協議者

安心なまち自治会 代表 防犯 太郎

那須塩原市道路課 〇〇 〇〇

3 協議結果

（例）当初の計画通りに道路使用許可申請書を提出する。

様式第 1 号の記入例

様式第 1 号（第 8 条関係）

〇〇 年〇 月 〇 日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **安心なまち自治会**

代表者 住 所 那須塩原市 **共墾社108番地2**

氏 名 **防犯 太郎**

電話番号 **0287(62) 7126**

地域防犯カメラ設置費補助金交付申請書

地域防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、那須塩原市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 申請金額 **300, 000** 円
- 2 設置場所 **那須塩原市共墾社〇〇番地△**
- 3 設置工事の期間 **H31** 年 **7** 月 **1** 日 から **H31** 年 **7** 月 **20** 日まで
- 4 添付書類
 - (1) 地域防犯カメラの設置が自治会の総意であることが分かる総会会議録の写し等
 - (2) 地域防犯カメラ管理運用規約
 - (3) 地域防犯カメラの設置について那須塩原警察署と協議したことを示す書類
 - (4) 地域防犯カメラ及び表示板の設置場所の位置図、見取図及び現況写真
 - (5) 地域防犯カメラの撮影範囲を示した図面及び撮影範囲を撮影した写真
 - (6) 住居、店舗等の全部又は一部が地域防犯カメラの撮影範囲に入る世帯の代表者、店舗所有者等の承諾書（様式第 2 号）
 - (7) 設置場所の所有者又は管理者の許可証又は承諾書。ただし、道路、電柱等に設置する場合は、道路管理者又は電柱等設置者の許可証又は承諾書
 - (8) 購入しようとする機器の仕様が分かるカタログ等の写し
 - (9) 地域防犯カメラの購入及び設置並びに表示板の作成及び設置に要する経費の見積書の写し
 - (10) 地域防犯カメラ管理責任者及び操作取扱者届出書（様式第 3 号）
 - (11) その他市長が必要と認める書類

様式第2号の記入例

様式第2号（第8条関係）

〇〇 年〇 月 〇 日

那須塩原市長 様

住 所 那須塩原市 〇〇番地X

氏 名 安心 次郎

承諾書

住居の代表者または店舗所有者の
住所、氏名

私と私の世帯員は、私の住居、店舗等の全部又は一部が撮影範囲に入る次の場所への地域防犯カメラの設置及び撮影について承諾します。

1 地域防犯カメラ設置者 団体名： 安心なまち自治会

代表者氏名： 防犯 太郎

2 設置場所 共聖社〇〇番地△

3 承諾内容

地域防犯カメラの設置者（自治会）と
設置場所

(1) 設置場所について

(2) 撮影範囲について

様式第3号の記入例

様式第3号（第8条関係）

〇〇年 〇月 〇日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **安心なまち自治会**
代表者 住 所 那須塩原市 **共壑社108番地2**
氏 名 **防犯 太郎**
電話番号 **0287（62）7126**

地域防犯カメラ管理責任者及び操作取扱者届出書

地域防犯カメラの管理、運用を適正に行うため、管理責任者及び操作取扱者を次のとおり定めましたので届け出ます。

1 地域防犯カメラ設置場所 **那須塩原市共壑社〇〇番地△**

2 管理責任者
住 所 **那須塩原市共壑社108番地2**
氏 名 **防犯 太郎**
電話番号 **0287 62 7126**

3 操作取扱者
住 所 **那須塩原市共壑社〇〇番地□**
氏 名 **安全 三郎**
電話番号 **0287 62 7127**

管理責任者の住所、氏名、連絡先。操作取扱者を定めた場合は操作取扱者についても記載。
※操作取扱者を定めていない場合は操作取扱者の欄は記載不要。

様式第4号の記入例

様式第4号（第8条関係）

〇〇年〇月〇日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **安心なまち自治会**
 代表者 住 所 那須塩原市 **共壱社108番地2**
 氏 名 **防犯 太郎**
 電話番号 **0287(62)7126**

地域防犯カメラ管理費補助金交付申請書

地域防犯カメラ管理費補助金の交付を受けたいので、那須塩原市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 地域防犯カメラ設置場所 **那須塩原市共壱社100番地△**
- 2 管理期間 **2020**年**1**月**1**日～ **2020**年**12**月**31**日
- 3 申請金額 **9,300** 円
- 4 補助対象経費の内訳

経費の種類	金 額	備 考
電気代	5,000円	
電柱共架料	2,640円	
保険料	6,000円	
点検料	5,000円	
合計額	18,640円	

様式第5号の記入例

様式第5号（第9条関係）

〇〇年 〇月 〇日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **安心なまち自治会**
代表者 住 所 那須塩原市 **共墾地108番地2**
氏 名 **防犯 太郎**
電話番号 **0287（62）7126**

地域防犯カメラ設置費補助金実績報告書

〇〇年 〇月 ×日付け第△△号で交付決定を受けた地域防犯カメラ設置費補助金の実績について次のとおり報告します。

- 1 設置場所 **那須塩原市共墾地〇〇番地△**
- 2 設置完了日 **〇〇年△月×日**
- 3 交付決定額 **300,000円**
- 4 添付書類
 - (1) 補助対象経費に係る支払を証明する書類の写し
 - (2) 設置した地域防犯カメラ及び表示板の位置図及び写真
 - (3) 設置した地域防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの
 - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号の記入例

様式第6号（第9条関係）

〇〇年〇月〇日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） 安心なまち自治会

代表者 住 所 那須塩原市 共墾地108番地2

氏 名 防犯 太郎

電話番号 0287 (62) 7126

地域防犯カメラ管理費補助金実績報告書

〇〇年〇月×日付け第△△号で交付決定を受けた地域防犯カメラ管理費補助金の実績について次のとおり報告します。

- 1 地域防犯カメラ設置場所 那須塩原市共墾地100番地△
- 2 管理期間 2020年1月1日～2020年12月31日
- 3 補助金額 9,300 円
- 4 補助対象経費の内訳

経費の種類	金 額	備 考
保険料	5,000円	
点検料	2,640円	
電気代	6,000円	
電柱共架料	5,000円	
合計額	18,640円	

4 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る経費の支払を証明する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第7号の記入例

様式第7号（第10条関係）

〇〇年〇月〇日

那須塩原市長 様

管理責任者（団体名） **安心なまち自治会**

代表者 住 所 那須塩原市 **共墾社108番地2**

氏 名 **防犯 太郎**

電話番号 **0287 (62) 7126**

地域防犯カメラ管理定期報告書

〇〇年〇月〇日付け第△△号により補助金の交付を受け設置した地域防犯カメラについて、設置後〇年を経過したため、那須塩原市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第10条の規定により、その管理状況について報告します。

設置完了日を記載

- 1 設置場所 **那須塩原市共墾社〇〇番地△**
- 2 運用開始年月日 **〇〇年 〇月 〇日**
- 3 管理期間 **2020年 1 月 1 日 ~ 2020年 12 月 31日**
- 4 管理責任者及び操作取扱者

申請年に応じた管理期間を記載

(1) 管理責任者

住 所 **那須塩原市共墾社108番地2**

氏 名 **防犯 太郎**

電話番号 **0287 62 7126**

(2) 操作取扱者

住 所 **那須塩原市共墾社〇〇番地□**

氏 名 **安全 三郎**

電話番号 **0287 62 7127**

管理責任者の住所、氏名、連絡先。操作取扱者を定めた場合は操作取扱者についても記載。
※操作取扱者を定めていない場合は操作取扱者の欄は記載不要。

5 添付書類

- (1) 設置した地域防犯カメラ及び表示板の位置図及び写真
- (2) 設置した地域防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (3) 画像の提供状況の記録の写し（管理期間内に提供した場合のみ）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第8号の記入例

様式第8号（第11条関係）

〇〇年〇月〇日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **安心なまち自治会**

代表者 住 所 那須塩原市 **共墾地108番地2**

氏 名 **防犯 太郎**

電話番号 **0287(62)7126**

管理責任者及び操作取扱者変更届出書

地域防犯カメラの管理責任者・操作取扱者について、次のとおり変更しましたので届け出ます。

1 設置場所 **那須塩原市共墾地〇〇番地△**

2 旧管理責任者
住 所 **那須塩原市共墾地108番地2**
氏 名 **防犯 太郎**
電話番号 **0287-62-7126**

3 新管理責任者
住 所 **那須塩原市共墾地××番地△**
氏 名 **犯罪 抑止**
電話番号 **0287-〇〇-〇〇〇〇**

管理責任者または操作取扱者のうち変更があった者について記載。

※変更がない者については記載不要です。

変更年月日 〇〇年 〇月 〇日

4 旧操作取扱者
住 所
氏 名
電話番号

5 新操作取扱者
住 所
氏 名
電話番号

変更年月日 年 月 日

様式第9号の記入例

様式第9号（第13条関係）

〇〇年〇月〇日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **安心なまち自治会**
代表者 住 所 那須塩原市 **共壱社108番地2**
氏 名 **防犯 太郎**
電話番号 **0287（62）7126**

地域防犯カメラ設置費補助金に係る財産処分承認申請書

〇〇年〇月〇日付け第 **△△** 号で交付決定のあった地域防犯カメラ設置費補助金について、財産処分（目的外使用・譲渡・交換・貸付け・担保・**廃棄**）の承認を受けたいので、那須塩原市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第13条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 設置場所 **那須塩原市共壱社〇〇番地△**

2 財産処分の理由

道路拡張工事に伴い、設置している電柱が撤去されることとなった（電柱は地中化されるため電柱は再設置されない）。

また、同地に道路管理者が防犯カメラを設置する予定であり、これまで設置していた地域防犯カメラについては再設置が困難かつ不要となったため。

3 財産処分の内容

市の補助を受け設置した地域防犯カメラ一式の廃棄。

お問い合わせ・申請書類提出先

那須塩原市役所 市民生活部 交通防犯課 くらし安全安心係

住所：那須塩原市共墾社108番地2

TEL：0287-62-7126

E-mail：koutsuu-bouhan@city.nasushiobara.tochigi.jp